

独立行政法人国民生活センター法案(閣法第一一〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 本法律により設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)とする。
- 二 センターの目的は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うこととする。
- 三 センターは、主たる事務所を神奈川県に設置することとし、その資本金は、全額政府出資とする。
- 四 センターの役員として、その長である理事長(任期四年)及び監事(任期二年)二人を置くとともに、理事(任期二年)を三人まで置くことができることとする。また、役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

五 センターの主な業務は、国民に対する国民生活の改善に関する情報の提供、国民からの苦情・問合せ等に対する情報の提供、類する業務を行う行政庁・団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報の提供、国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究、国民生活に関する情報の収集とする。

六 内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼすおそれがある場合など、国民に対して緊急に情報提供する必要がある場合には、センターに対し業務に関し必要な措置の実施を要求できることとする。

七 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。

八 国民生活センターは、センターの成立時において解散するものとし、その権利・義務は、センターが原則的に承継することとする。

九 本法律は、公布の日から施行する。ただし、国民生活センター法の廃止等は、平成十五年十月一日から施行する。